arrowhead稼働時における売買制度の見直しに伴う業務規程等の一部改正について

平成 2 1 年 1 2 月 4 日 株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、平成22年1月4日の稼働を予定している東証次世代システム (arrowhead という。)への移行にあわせて、売買制度・慣行面の簡素化を図る観点から、同時呼値の配分 ルールの見直しや半日立会の廃止などを行うとともに、円滑な価格形成・流動性向上の観点か ら、呼値の刻みの縮小、呼値の制限値幅及び気配の更新値幅の見直し並びに始値決定やストッ プ配分時における合致要件の緩和を行うなど、業務規程等の一部改正を行うこととします。

なお、「1. (1) 半休日の廃止」により、本年12月30日(年末納会日)及び平成22 年1月4日(年始発会日)の立会は終日立会となりますこと、重ねて申し添えます。

Ⅱ. 改正概要

- 1. 売買制度の簡素化
- (1) 半休日の廃止
 - 年始発会日及び年末納会日等の半休日を廃止します。
- (2) 同時呼値の配分ルールの見直し
 - 株券、転換社債型新株予約権付社債券の同時呼値の順位は、同時 ・業務規程施行規則 呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参 加者から少ない取引参加者の順序で、当該銘柄の売買単位の数量の 呼値が、それ以外の数量の部分の数量の呼値に順次優先するものと します。
- 2. 円滑な価格形成・流動性向上
- (1) 呼値の単位の見直し
 - ・ 株券の呼値の単位について、全体的な不均衡の是正と分かりやす ・別表1参照 さの向上を図る観点から、一部見直しを行います。
- (2) 呼値の制限値幅及び気配の更新値幅等の見直し
 - 株券、転換社債型新株予約権付社債券の呼値の制限値幅及び気配 の更新値幅等について、全体的な不均衡の是正と分かりやすさの向 上を図る観点から、一部見直しを行います。

(3)連続約定気配の新設

株券、転換社債型新株予約権付社債券において、一の呼値による |・呼値に関する規則 急激な価格変動を抑止する観点から当取引所が必要と認めるとき |

(備 考)

- 業務規程第3条等
- 第6条

- ·業務規程第14条 第3項第1号
- · 別表 2 参照
- ・呼値に関する規則 第13条第4項、 呼値の制限値幅に 関する規則第2条 第1項等
- 第14条

- は、取引参加者端末装置への一定の表示(以下「連続約定気配表 示」といいます。)を行うものとします。
- ・ 連続約定気配表示を行う時期及びその値段は、当取引所がその時 の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとします。

(4) 板寄せ時の合致要件の見直し

- 株券、転換社債型新株予約権付社債券において、いわゆる板寄せ ・業務規程第12条 の場合には、次に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが 一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、対当する呼 値の間に売買を成立させることとします。
 - 第3項等

- a. 成行呼値の全部の数量
- b. 当該値段に満たない値段による売呼値及び当該値段を超える 値段による買呼値の全部の数量
- c. 当該値段による呼値について、売呼値又は買呼値のいずれか 一方の全部の数量

3. その他

(1) 注文属性区分の新設

- 取引参加者は、取引参加者端末装置に関する事項に係る当取引所 ・業務規程施行規則 への報告として、呼値を行うごとに、呼値に係る取引参加者端末装 置への入力について、自動入力か手動入力かの別を明らかにするも のとします。
 - 第31条の2第1 項第1号

(2) 認定気配の表示方法の変更

- 認定気配は、電子情報媒体を通じて一定の表示等を行うものとし ます。
- ・呼値に関する規則 第12条

(3)接続仕様等の遵守

- ・ 取引参加者は、取引参加者端末装置と売買システムの接続においし・業務規程第78条 ては、接続仕様その他当該システムに関して定められた事項を遵守 しなければならないものとします。
 - 第2項等
- (4) 新規上場民営化銘柄の初値の決定方法等に関する業務規程施行規 則等の特例の廃止
 - 新規上場民営化銘柄の初値の決定方法等に関する業務規程施行規 則等の特例を廃止します。
- 新規上場民営化銘 柄の初値の決定方 法等に関する業務 規程施行規則等の 特例を廃止する規 則

(5) その他

その他所要の改正を行います。

Ⅲ. 施行日

平成22年1月4日から施行します。

ただし、1. (1) に係る規定については、平成21年12月30日から施行します。

※1. (2)、2. (3) (4)及び3. (1) (2)に係る規定については、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行します。

以上

【別表1 株券の呼値の単位】

		呼値の単位			
		\sim	2,000 円	以下	1円
2,000円	超	~	3,000 円	11	<u>1円</u>
3,000円	IJ	~	5,000円	11	<u>5 円</u>
5,000円	IJ	~	30,000 円	11	10 円
30,000 円	IJ	~	50,000 円	11	50 円
50,000 円	IJ	~	300,000 円	11	100円
300,000 円	IJ	~	500,000 円	11	<u>500 円</u>
500,000 円	IJ	~	3,000,000円	11	1,000円
3,000,000円]]	~	5,000,000 円	11	5,000 円
5,000,000円	IJ	~	20,000,000 円	11	10,000円
20,000,000円	IJ	~	30,000,000 円	11	10,000 円
30,000,000円]]	~	50,000,000 円	"	50,000 円
50,000,000 円	"				100,000 円

【別表2 株券の制限値幅及び更新値幅等】

	•	価	格			制限値幅	更新値幅等
			100	円	未満	30 円	5 円
100 円	以上	\sim	200	円	IJ	50 円	5 円
200 円	11	\sim	500	円	IJ	80 円	<u>8 円</u>
500 円	IJ	\sim	700	円	IJ	100 円	10 円
700 円	11	\sim	1,000	円	IJ	150 円	<u>15 円</u>
1,000 円	IJ	\sim	1, 500	円	IJ	300 円	30 円
1,500円	"	\sim	2,000	円	11	400 円	40 円
2,000 円	"	\sim	3,000	円	"	500 円	<u>50 円</u>
3,000 円	"	\sim	5,000	円	11	<u>700 円</u>	70 円
5,000 円	"	\sim	7, 000	円	"	1,000円	100 円
7,000 円	IJ	\sim	10, 000	円	IJ	1,500円	<u>150 円</u>
10,000 円	"	\sim	15, 000	円	"	3,000円	300 円
15,000 円	"	\sim	20,000	円	11	4,000 円	400 円
20,000 円	IJ	\sim	30, 000	円	IJ	5,000円	<u>500 円</u>
30,000 円	IJ	\sim	50, 000	円	IJ	7,000円	700 円
50,000 円	"	\sim	70, 000	円	11	10,000 円	1,000 円
70,000 円	"	\sim	100, 000	円	"	15,000円	1,500 円
100,000 円	"	\sim	150, 000	円	11	30,000 円	3,000 円
150,000 円	"	\sim	200, 000	円	11	40,000 円	4,000 円
200,000 円	"	\sim	300, 000	円	"	50,000 円	5,000円
300,000 円	"	\sim	500, 000	円	11	70,000 円	7,000 円
500,000 円	IJ	\sim	700, 000	円	IJ	100,000円	10,000 円
700,000 円	IJ	\sim	1, 000, 000	円	IJ	150,000 円	15,000 円
1,000,000 円	IJ	\sim	1, 500, 000	円	IJ	300,000 円	30,000 円
1,500,000 円	IJ	\sim	2,000,000	円	IJ	400,000 円	40,000 円
2,000,000 円	IJ	\sim	3, 000, 000	円	IJ	500,000 円	50,000 円
3,000,000 円	"	\sim	5, 000, 000	円	11	700,000 円	70,000 円
5,000,000 円	"	\sim	7, 000, 000	円	IJ	1,000,000円	100,000 円
7,000,000 円	"	\sim	10, 000, 000	円	IJ	1,500,000円	150,000 円
10,000,000 円	"	\sim	15, 000, 000	円	IJ	3,000,000 円	300,000 円
15,000,000 円	IJ	\sim	20, 000, 000	円	IJ	4,000,000 円	400,000 円
20,000,000 円	"	\sim	30, 000, 000	円	IJ	5,000,000 円	500,000 円
30,000,000 円	IJ	\sim	50, 000, 000	円	IJ	7,000,000 円	700,000 円
50,000,000 円	IJ					10,000,000円	1,000,000円